

公 示

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年8月14日

第七管区海上保安本部長

大達 弘明（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名 称 福岡市

（2）住 所 福岡県福岡市中央区天神1丁目8番1号

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域 志賀島漁港及び弘漁港（付図のとおり）

（2）期 間 令和8年8月17日から

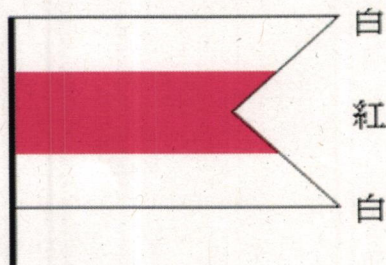
令和8年9月30日（内3日間）

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、シングルビーム音響測深機（千本電気社製PDR-1300型）による測

4 航行船舶に対する安全措置

（1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



（2）七管区水路通報に掲載する。

付図



海上保安庁 (JCG) / (C) Esri Japan
海洋状況表示システムを加工して作成